

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	児童手当又は特例給付の支給に関する事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、児童手当又は特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大多喜町長

公表日

令和6年11月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	児童手当又は特例給付の支給に関する事務	
②事務の概要	・児童手当法に基づく受給資格者の管理 ・支給額の決定及び支払 ・認定請求の処理 ・現況届の処理 ・その他の届出等 ・保育料、給食費等の徴収 ・サービス検索、電子申請機能での書類の受領 ・マイナポータルのお知らせ機能での通知	
③システムの名称	児童手当システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	
2. 特定個人情報ファイル名		
1. 受給者台帳ファイル 2. 児童台帳ファイル 3. 支給台帳ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」と表記）第9条第1項 別表第一 第56項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第9条	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】第26項、第30項、第87項、106項 【情報照会】第74項、第75項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康福祉課	
②所属長の役職名	課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	総務課文書広報係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2111	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	健康福祉課保健予防係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2168	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、マイナンバーの登録等については申請者からの取得を厳守し、住基ネット照会を実施する場合は、4情報又は3情報による照会のみとしている。また、特定個人情報の取扱いについて、人手を介在する手作業は、複数人での確認を行うこととしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、マイナンバーの登録等については申請者からの取得を厳守し、住基ネット照会を実施する場合は、4情報又は3情報による照会のみとしている。また、特定個人情報の取扱いについて、人手を介する手作業は、複数人での確認を行うこととしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月10日	5. 評価実施機関における担当部署	子育て支援課 子育て支援課長 三上 清作	健康福祉課 健康福祉課長 西川 栄一	事後	
平成29年7月10日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する開合せ	総務課文書広報係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2111	健康福祉課保健予防係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2168	事後	
平成30年7月10日	5. 評価実施機関における担当部署	健康福祉課 健康福祉課長 西川 栄一	課長	事後	
平成31年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止要求	総務課文書広報係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2111	総務課総務係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2111	事後	
令和2年12月25日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の	番号法第19条第7号 別表第二(第26項、第30項、第87項)	番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】第26項、第30項、第87項	事後	
令和2年12月25日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止要求	総務課総務係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2111	総務課文書広報係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2111	事後	
令和2年12月25日	対象人数(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	
令和2年12月25日	取扱者数(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	
令和3年6月30日	対象人数(いつ時点の計数か)	令和2年12月1日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	
令和3年6月30日	取扱者数(いつ時点の計数か)	令和2年12月1日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	
令和3年11月30日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務(②事務の概要)	・児童手当法に基づく支給資格者の管理・支給額の決定及び支払	・児童手当法に基づく支給資格者の管理・支給額の決定及び支払	事後	
令和3年11月30日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務(③システムの名称)	児童手当システム、宛名管理システム、中間サーバー	児童手当システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和3年11月30日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事後	
令和3年11月30日	対象人数(いつ時点の計数か)	令和3年3月31日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和3年11月30日	取扱者数(いつ時点の計数か)	令和3年3月31日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和4年7月29日	対象人数(いつ時点の計数か)	令和3年10月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年7月29日	取扱者数(いつ時点の計数か)	令和3年10月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年12月1日	個人番号の利用(法令上の根拠)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と	事後	
令和4年12月1日	対象人数(いつ時点の計数か)	令和4年4月1日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和4年12月1日	取扱者数(いつ時点の計数か)	令和4年4月1日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和5年8月17日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の	番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】第26項、第30項、第87項	番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】第26項、第30項、第87項、106	事後	
令和5年8月17日	対象人数(いつ時点の計数か)	令和4年11月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年8月17日	取扱者数(いつ時点の計数か)	令和4年11月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年11月13日	I 関連情報:4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携:②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二【情報提供】第26項、第30項、第87項、106項【情報照会】第74項、第75項	番号法第19条第8号 別表第二【情報提供】第26項、第30項、第87項、106項【情報照会】第74項、第75項	事後	
令和6年11月13日	対象人数(いつ時点の計数か)	令和5年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和6年11月13日	取扱者数(いつ時点の計数か)	令和5年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和6年11月13日	IV リスク対策:8 人手を介在させる作業	-	十分である	事後	様式変更による追加
令和6年11月13日	IV リスク対策:8 人手を介在させる作業	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、マイナンバーの登録等については申請者からの取得を厳守し、住基ネット照会を実施する場合は、4情報又は3情報による照会のみとしている。また、特定個人情報の取扱いについて、人手を介在する手作業は、複数人での確認を行うこととしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更による追加
令和6年11月13日	IV リスク対策:11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式変更による追加
令和6年11月13日	IV リスク対策:11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	十分である	事後	様式変更による追加
令和6年11月13日	IV リスク対策:11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、マイナンバーの登録等については申請者からの取得を厳守し、住基ネット照会を実施する場合は、4情報又は3情報による照会のみとしている。また、特定個人情報の取扱いについて、人手を介在する手作業は、複数人での確認を行うこととしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更による追加